

## 外郭団体の見直し方針について

平成25年2月

- 【資料1】外郭団体における経営改善計画の策定について
- 【資料2】外郭団体見直し等の基本方針
- 【資料3】外郭団体の見直し対象団体一覧

## 外郭団体における経営改善計画の策定について

## 1 経緯

県においては、外郭団体（県が25%以上出資（出えん）し、又は債務保証契約を締結している団体）に対し、単なる組織形態の見直しにとどまらない、原点からの抜本的な見直しを求める「経営改善計画（問題解決プラン）」（以下「経営改善計画」という。）（第1期：H17～H21、第2期：H22～H24）の策定を要請し、進行管理を行うなど着実な取組みを進め、次のとおり成果を上げてきております。

第1期及び2期経営改善計画（H17～H24：8年間）の取組み状況

- ・団体数：39団体(H16) → 26団体(H23) 13団体削減
- ・役員数：1,061人(H16) → 593人(H23) 468人削減（H17～H24目標：▲233人）
- ・県補助・委託金：81億円(H16) → 40億円(H23) 41億円削減（H17～H24目標：▲39億円）

しかしながら、県財政が大変厳しい状況にある中、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、外郭団体の財務状況も含めた地方公共団体全体の財政健全化が求められ、また、地方自治法施行令の一部改正により、長の調査権の対象となる法人等及び長が議会に経営状況の報告を行う法人等の対象範囲が拡大されたことに伴い、これまで以上に外郭団体の経営状況の把握に努めるなど、指導監督を強化するとともに、議会への報告に加え、県民にもその状況を説明することが求められるなど、更なる対応が必要とされているところであります。

平成17年度から経営改善計画に基づく取組みにより、大幅な経営のスリム化を実現しておりますが、このような外郭団体を取り巻く環境の変化を踏まえ、引き続き、経営健全化や透明性の確保のための取組みを推進するため、外郭団体に対し次期「経営改善計画」の策定を要請するものです。

## 2 外郭団体見直し等の基本方針

本県の行財政改革プランである「とくしま未来創造プラン」に基づき、各団体において策定する次期「経営改善計画」の指針として、これまでの取組みや公益法人制度改革など外郭団体と取り巻く経営環境の変化を踏まえ、より効率的・効果的な経営の推進と県民サービスの向上を図るために、外郭団体の見直しに係る方向性を明らかにしたものである。

- (1) 計画期間 原則として、平成25年度～平成27年度までの3年間
- (2) 計画策定の柱と目標

## ① 効率的・効果的な経営の推進

【目標】 役員数▲5% 県補助金・委託金▲10%

## ② 点検評価の充実

【目標】 全ての団体が、自主性や自立性の向上を目指し、経営改善計画の達成度や課題を分析する「自己点検評価」を新たに実施

## ③ 情報公開の更なる推進

【目標】 全ての団体が、経営の透明性を確保し、県民への説明責任を果たすとともに、団体の存在価値を高めるため、HP等を活用した積極的かつ分かりやすい情報公開を推進（HP開設、法令上公表を求められている財務状況や役員名簿などの公開、活動状況や事業実績の広報）

## ④ 公益法人制度改革への対応

【目標】 平成25年11月までに、全ての公益法人が、制度改革への対応を完了

- (3) 各団体の見直しの方向性  
別紙（裏面）により、各団体に、次期「経営改善計画」の策定を要請する。

## 3 今後の取組み

各団体においては、上記「2 外郭団体見直し等の基本方針」を踏まえ、H25年6月までに、次期「経営改善計画」を策定の上、速やかに計画に基づく取組みに着手いたします。

県においては、次期「経営改善計画」の策定に向け、各団体に適時適切な助言を行うとともに、「経営改善計画」が着実に実行されるよう進行管理を行うなど、更なる外郭団体の見直しを推進してまいります。

各団体の見直しの方向性（平成25年度～平成27年度）

①「抜本的改革の推進を行う団体」

3団体

団体名	今後の見直しの方向性
(社)徳島県林業公社	厳しい経営状況を踏まえ、新しい経営改善計画に基づく抜本的改革を推進する。
阿佐海岸鉄道(株)	
徳島県住宅供給公社	

②「県関与の縮小を行う団体」

1団体

団体名	今後の見直しの方向性
(財)徳島県スポーツ振興財団	県関与の縮小を図り、自立を進める。

③「事業内容・規模の見直しを行う団体」

1団体

団体名	今後の見直しの方向性
(財)徳島県水産振興公害対策基金	将来的な事業量の変動を踏まえ、事業内容や規模の見直しを行う。

④「更なる経営改善を行う団体」

21団体

団体名	今後の見直しの方向性
(公財)e-とくしま推進財団	組織・人員の見直しや業務執行の効率化など、更なる経営改善を行う。
(財)徳島県文化振興財団	
(財)徳島県環境整備公社	
(公財)徳島県福祉基金	
(福)徳島県社会福祉事業団	
(財)徳島県腎臓バンク	
(公財)とくしま“あい”ランド推進協議会	
(公財)とくしま産業振興機構	
(株)徳島健康科学総合センター	
徳島工芸村(株)	
(財)徳島県観光協会	
(財)徳島県国際交流協会	
(株)コート・バール徳島	
(財)徳島県農業開発公社	
(財)徳島県林業労働力確保支援センター	
(財)徳島県建設技術センター	
徳島県土地開発公社	
徳島空港ビル(株)	
徳島ハイウェイサービス(株)	
(公財)徳島県埋蔵文化財センター	
(公財)徳島県暴力追放県民センター	

⑤「公益法人制度改革への対応を行う団体」

17団体

団体名	今後の見直しの方向性
(公財)e-とくしま推進財団	各団体の事業内容や財務状況等を勘案の上、平成25年11月までに所定の手続きを行い、「公益社団法人・公益財団法人」又は「一般社団法人・一般財団法人」に移行を行う。
(財)徳島県文化振興財団	
(財)徳島県スポーツ振興財団	
(財)徳島県環境整備公社	
(公財)徳島県福祉基金	
(財)徳島県腎臓バンク	
(公財)とくしま“あい”ランド推進協議会	
(公財)とくしま産業振興機構	
(財)徳島県観光協会	
(財)徳島県国際交流協会	
(財)徳島県農業開発公社	
(財)徳島県水産振興公害対策基金	
(財)徳島県林業労働力確保支援センター	
(社)徳島県林業公社	
(財)徳島県建設技術センター	
(公財)徳島県埋蔵文化財センター	
(公財)徳島県暴力追放県民センター	

## 外郭団体見直し等の基本方針

### 1 趣旨

本県では、県民の皆様に「夢ある未来」をお示しするための「行財政改革」を、県民の皆様とともに強かに推し進めていくため、行財政改革の基本方針となる「とくしま未来創造プラン～徳島からの新たな挑戦～」(以下「未来創造プラン」という。)を平成23年11月に策定している。

この基本方針は、「未来創造プラン」の重点項目「夢を支える経営体づくり」の「外郭団体等の問題解決プランの推進」に示された、各団体において策定する新たな「経営改善計画(問題解決プラン)」(以下「経営改善計画」という。)の指針として策定したものであり、これまでの改革の取組みや公益法人制度改革など外郭団体を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、より効率的・効果的な経営の推進と県民サービスの向上を図るために、外郭団体見直しに係る方向性を明らかにしたものである。

### 2 これまでの取組み

#### (1) 「第1期経営改善計画」(H17～H21：5年間)

平成16年6月、「外郭団体見直し等の基本方針」を策定し、外郭団体の見直しに係る基本的な考え方を明らかにするとともに、単なる組織形態の見直しにとどまらない、原点からの抜本的な経営改善を推進してきたところである。各団体においては、「経営改善計画」により、具体的な取組みを押し進めた結果、大幅な「経営のスリム化」を実現している。

・団体数	：39団体(H16) → 30団体(H21)	9団体削減	(削減目標：▲7団体)
・役員数	：1,061人(H16) → 787人(H21)	274人削減	(削減目標：▲152人)
・県補助・委託金	：81億円(H16) → 48億円(H21)	33億円削減	(削減目標：▲27億円)

全ての項目において目標達成

#### (2) 「第2期経営改善計画」(H22～H24：3年間)

「第1期経営改善計画」の計画期間の終了後も「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、外郭団体の財務状況も含めた地方公共団体全体の財政健全化が求められ、更なる見直しが必要であることから、各団体において「第2期経営改善計画」を策定し、取組みを継続している。

なお、解散・統合等により、外郭団体数は平成17年度当初の39団体から26団体(平成24年4月現在)まで削減されている。

(H24.4.1現在)

・公益法人対応	：0団体(H21) → 5団体(H23)	5団体	(目標：全ての公益法人(17団体))
・役員数	：787人(H21) → 593人(H23)	▲194人	(削減目標：▲10%(81人))
・県補助・委託金	：48億円(H21) → 40億円(H23)	▲8億円	(削減目標：▲25%(12億円))

※計画策定時▲10%→「いけるよ！徳島・行動計画」▲25%に上方修正

### 3 外郭団体を取り巻く環境

#### (1) 厳しい財政状況

国における「三位一体改革」により、地方交付税等の大幅な削減だけが、唐突かつ一方的に行われ、本県は極めて厳しい財政運営を強いられることとなったことから、平成20年度から22年度までの3年間を改革期間とする「財政構造改革基本方針」を策定し、「聖域を設けない行財政改革」を実施した。

この期間中、職員給与の臨時的削減や徹底した歳出削減など、全庁を上げた取組みにより、625億円に及び収支不足の解消など、財政健全化に向け、一定の道筋を見いだせた。

しかしながら、県税収入については、「百年に一度の経済危機」に直面し、平成23年度決算額は662億円であり、平成19年度決算額862億円と比較すると約23%の減収となるなど、厳しい状況が続いており、加えて、「歴史的な円高水準」等による法人二税への更なる影響も危惧されるところである。

こうした中、平成23年度から25年度までの3年間において見込まれる約130億円の収支不足額の解消のため、昨年7月に新たな「財政構造改革基本方針」を策定し、歳入・歳出両面にわたる改革に取り組んでいるところである。

国による地方財政措置が不透明な中、引き続き、この厳しい状況をあらゆる手だてで打破する不断の努力が必要となっており、県の行政と密接な関係を有する外郭団体においても、同様の取組みが求められる。

#### (2) 地方公共団体財政健全化法の全面施行

地方分権改革が推進されている中であって、地方公共団体においては、自ら財政規律の強化を積極的に図っていくことが求められており、その債務についても、自主的、主体的かつ責任を持って、管理していく必要がある。

特に、地方公共団体が損失補償等を行っている外郭団体に係る債務については、本来求められる民間企業と同様の市場規律やガバナンスが働かないケースもあり、その経営状況が著しく悪化している場合は、将来的に地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが予想される。

地方公共団体は、地方公共団体財政健全化法等を踏まえ、一般会計等のみならず、外郭団体の収支、経営状況、資産及び将来負担の実態も含め適切に把握し、当該団体の財政状況を全体としての的確に分析した上で、将来負担比率の適切な抑制を行う等財政健全化に取り組む必要がある。

また、把握した経営状況や資産債務の状況等を踏まえ、定期的に点検評価を行う必要があり、加えて、地方公共団体の点検評価に先立って、外郭団体自らが点検評価を積極的に行うことが求められる。

#### (3) 議会や県民への説明責任（地方自治法施行令の一部改正）

地方自治法施行令の一部を改正する政令が平成23年12月に施行され、長の調査権の対象となる法人等及び長が議会に経営状況の報告を要する対象となる法人等の範囲が、地方公共団体が資本金等の4分の1以上を出資している法人等に拡大されたことに伴い、これまで以上に、外郭団体の経営状況等の把握に努めるなど、指導監督を強化するとともに、議会への報告に加え、県民にもその状況を説明することが求められる。

#### (4) 公益法人制度改革3法の完全施行

公益法人制度改革は、国において平成20年12月から施行されているが、これまでの主務官庁による公益法人の設立許可を廃止し、登記だけで簡単に「一般法人」として設立できることとなる。このうち、民間有識者からなる第三者機関の審査に基づき、公益性があると認められた法人だけが、「新公益法人」として認定される。これは、法人の設立と公益性の判断を分離し、透明性の高い新たな仕組みを構築することにより、公益法人の健全な発展を促進しようとするものである。

また、現在の財団法人及び社団法人については、施行から5年の間に、公益性の判断を仰ぎ、「新公益法人」または「一般法人」等に移行することが求められる。

#### 4 対象団体

- (1) 県が25%以上出資又は出えん（以下「出資」という。）を行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人、公益財団法人及び特例民法法人を含む。以下同じ。）並びに会社法法人等
- (2) 県が損失補償を行っている法人
- (3) 地方公社（住宅供給公社及び土地開発公社）

#### 5 計画期間

原則として、平成25年度～平成27年度までの3年間とする。

#### 6 見直しの基本的考え方

外郭団体については、平成17年度からの「経営改善計画」に基づく取組みにより、大幅な経営のスリム化を実現している。

しかしながら、外郭団体を取り巻く環境の変化に対応していくため、引き続き、団体が行っている業務の必要性、民間企業等との役割分担の妥当性などの視点から、事業、組織などの見直しを行うとともに、経営健全化や透明性の確保のための取組みを推進する。

##### 主な改革項目

- ① 効率的・効果的な経営の推進  
（目標）役職員数 ▲5% 県補助・委託金 ▲10%
- ② 点検評価の充実  
（目標）全ての団体が、自主性や自立性の向上を目指し、経営改善計画の達成度や課題を分析する「自己点検評価」を新たに実施
- ③ 情報公開の更なる推進  
（目標）全ての団体において、経営の透明性を確保し、県民への説明責任を果たすとともに、団体の存在価値を高めるため、HP等を活用した積極的かつ分かりやすい情報公開を推進  
（HP開設、法令上公表を求められている財務状況や役員名簿などの公開、活動状況や事業実績の広報）

#### (1) 新たな「経営改善計画」の策定

県が25%以上出資（出えん）し又は債務保証契約を締結している団体については、既に経営の抜本的見直し等を定める「第2期経営改善計画」を策定し、その推進を図っているところであるが、今年度が、概ねその最終年度に当たることから、引き続き見直しを進めるため、次期「経営改善計画」の策定を要請する。

また、経営改善計画の進捗状況等については、適宜、第三者機関である「とくしま未来創造プラン推進委員会」に報告し、意見や提言を聴取するなど、更なる見直しの推進に反映させる。

## (2) 効率的・効果的な経営の推進

- ① 県からの補助金・委託金等については、県の財政支援に過度に依存しない財務体質を確立し、自立を促進するため、事業の必要性、効果、コストの妥当性等を十分検証した上で、削減を含めた見直しを行う。
- ② 経営の効率化を進め、黒字基調の健全な経営を確立する。  
特に、経営に課題のある団体については、経営改善計画の中でその解消に向けた工程を示すとともに、着実な経営改善を行う。  
また、経営状態の安定した団体であっても、今後の社会経済情勢の変化にも対応できるよう、経費削減や増収策など、更なる見直しに取り組む。
- ③ 役職員数の削減に努めるとともに、新たな業務への対応については、既存事業の見直しや事務処理方法の改善及び臨時職員（嘱託職員）等の活用により、職員の採用を極力抑制する。  
また、給与の見直しなどによる人件費の更なる抑制、組織機構のスリム化等の不断の見直しを行う。
- ④ 一定の役割を終えた団体や経営が悪化している団体については、「廃止」や「統廃合」なども含め、速やかに抜本的対策を行う。
- ⑤ 「公の施設」の指定管理者となっている外郭団体については、団体の特性を活かしながら、管理コストの削減や組織のスリム化、さらには企画力やサービスの質の向上など、更なる経営体質の改善に取り組む。
- ⑥ 団体の自主財源を確保するため、収益事業を展開するほか、賛助会費や寄附金など収入の拡大に向けた取組みを積極的に進めるとともに、国等からの委託業務を獲得するなど、自立に向けた経営努力も併せて行う。この取組みに際しては、県からも必要な助言や情報提供などを行う。
- ⑦ 全ての団体は、自主性や自立性の向上を目指し、経営改善計画の達成度や課題を分析する「自己点検評価」を実施し、県へ報告を行う。県は、団体の評価に係る報告を受け、県としての評価を行い、これらの評価結果を「とくしま未来創造プラン推進委員会」に報告し、意見や提言を聴取するなど、更なる見直しの推進に反映させる。

## (3) 情報公開の更なる推進

県においては、外郭団体の経営状況や経営改善計画の進捗状況等について、県ホームページ等を活用し、県民により分かりやすい公開に努めているところであるが、団体においても、その設立や運営が県民の負担によってなされていることから、団体の透明性の確保や県民に対する説明責任が課せられていることを理解し、積極的に情報公開を行う。

なお、情報公開を行うに当たっては、自らの存在価値をより一層高めるため、全ての団体が法令上公表を求められている財務状況や役員名簿などの情報、各団体の活動状況や事業実績について、ホームページを活用し、わかりやすい積極的な広報を行う。

## (4) 公益法人制度改革への対応

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号）等の施行に伴い、特例民法法人である外郭団体においては、事業内容や財務状況等を勘案の上、平成25年11月までに所定の手続きを行い、「公益社団法人・公益財団法人」又は「一般社団法人・一般財団法人」に移行する。

## 7 各団体の見直しの方向性（平成25年度～平成27年度）

### ①「抜本的改革の推進を行う団体」

3団体

団体名	今後の見直しの方向性
(社)徳島県林業公社 阿佐海岸鉄道(株) 徳島県住宅供給公社	厳しい経営状況を踏まえ、新しい経営改善計画に基づく抜本的改革を推進する。

### ②「県関与の縮小を行う団体」

1団体

団体名	今後の見直しの方向性
(財)徳島県スポーツ振興財団	県関与の縮小を図り、自立を進める。

### ③「事業内容・規模の見直しを行う団体」

1団体

団体名	今後の見直しの方向性
(財)徳島県水産振興公害対策基金	将来的な事業量の変動を踏まえ、事業内容や規模の見直しを行う。

### ④「更なる経営改善を行う団体」

21団体

団体名	今後の見直しの方向性
(公財)e-とくしま推進財団 (財)徳島県文化振興財団 (財)徳島県環境整備公社 (公財)徳島県福祉基金 (福)徳島県社会福祉事業団 (財)徳島県腎臓バンク (公財)とくしま“あい”ランド推進協議会 (公財)とくしま産業振興機構 (株)徳島健康科学総合センター 徳島工芸村(株) (財)徳島県観光協会 (財)徳島県国際交流協会 (株)コート・バール徳島 (財)徳島県農業開発公社 (財)徳島県林業労働力確保支援センター (財)徳島県建設技術センター 徳島県土地開発公社 徳島空港ビル(株) 徳島ハイウェイサービス(株) (公財)徳島県埋蔵文化財センター (公財)徳島県暴力追放県民センター	組織・人員の見直しや業務執行の効率化など、更なる経営改善を行う。

### ⑤「公益法人制度改革への対応を行う団体」

17団体

団体名	今後の見直しの方向性
(公財)e-とくしま推進財団 (財)徳島県文化振興財団 (財)徳島県スポーツ振興財団 (財)徳島県環境整備公社 (公財)徳島県福祉基金 (財)徳島県腎臓バンク (公財)とくしま“あい”ランド推進協議会 (公財)とくしま産業振興機構 (財)徳島県観光協会 (財)徳島県国際交流協会 (財)徳島県農業開発公社 (財)徳島県水産振興公害対策基金 (財)徳島県林業労働力確保支援センター (社)徳島県林業公社 (財)徳島県建設技術センター (公財)徳島県埋蔵文化財センター (公財)徳島県暴力追放県民センター	各団体の事業内容や財務状況等を勘案の上、平成25年11月までに所定の手続きを行い、「公益社団法人・公益財団法人」又は「一般社団法人・一般財団法人」に移行を行う。



## 【参考資料】

### 第三セクター等の抜本的改革等に関する指針

(平成21年6月23日付け総務省自治財政局長) 抜粋

## 第2 抜本的改革の推進

### 1 処理策検討の手順

存廃を含めた抜本的処理を行うに当たっては、第三セクター等により提供される財・サービスの経済的性格を含めた事業そのものの意義、採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範かつ客観的(比較可能性・将来予測性)な検討を行い、最終的な費用対効果を基に判断をすべきである。また、検討は、「第三セクター等の改革について」(平成20年6月30日付け総務省自治財政局長通知)によりその設置を要請した経営検討委員会(以下「経営検討委員会」という。)において行うとともに、必要に応じて、外部監査を活用することが適当である。

また、「事業手法の選択」に当たっては、事業計画、需要予測等の妥当性を十分検証するとともに、事業性を踏まえ、各事業手法に係る公的部門の費用負担の度合い、経営の裁量の度合い、公的部門に係る赤字負担リスク及び公的部門のガバナンスの度合いといった各事業手法に係る特性を勘案した上で、適切な事業手法を選択する必要がある。

なお、指定管理者制度の活用を検討に当たっては、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」(平成15年7月17日付け総務省自治行政局長通知)及び「指定管理者制度の運用について」(平成19年1月31日付け総務省自治行政局長通知)を、PFI手法の活用を検討に当たっては、「地方公共団体におけるPFI事業について」(平成12年3月29日付け自治事務次官通知)、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」(平成12年3月29日付け自治省財政局長通知)及び「地方公共団体におけるPFI事業に関する透明性の確保及び情報提供について(依頼)」(平成14年8月28日付け総務省大臣官房総括審議官通知)をそれぞれ参照されたい。

### 2 情報開示の徹底による責任の明確化等

地方公共団体の長は、議会・住民に対し、抜本的処理策の検討に当たり、以下に掲げる事項について明らかにする必要がある。

#### (1) 事業採択から現状に至った経緯と責任

事業採択の経緯とこれまで実施した対策の内容とその効果、経営の責任、経営悪化の原因について明らかにするとともに、善管注意義務違反、忠実義務違反、不法行為責任等に係る損害賠償請求等の是非も検討の上、その旨明らかにする必要がある。また、会計処理・決算報告等が適正であったかどうかにも留意する必要がある。

#### (2) 当該事業の整理(売却・清算)又は再生が最善の選択(手法)であると考えられる理由

地方公共団体の損失補償等の負担が一時的には大きくなるものの、中・長期的には早期に抜本的な改革を行った方が、将来の経済・財政環境の変化等に耐えうる安定的な財政の構築につながりうることを勘案して、最善であると考えられる方法を選択していることを特に説明すべきである。なお、再生の方策を選択した場合にあっては、客観性、専門性等を十分確保した上で、再生後の経営状況の見通し、公的支援の必要性の有無を明らかにする必要がある。

#### (3) 事業の整理(売却・清算)又は再生に伴い損失補償の履行等を行う必要がある場合には、その旨

#### (4) 処理に伴う利害関係者との費用分担の考え方

### 3 議会の関与

第三セクター等の抜本的な改革を行う際には、関連予算の議決をはじめとして、地方公社の解散や和解契約の締結、後述の地方債の特例措置の活用がなされる場合など様々な局面で議会の議決が行われることから、その際には前記2に掲げる事項について、議会において十分な議論がなされ、その処理が適切なものであることについての確認がなされる必要がある。

### 4 債務調整を伴う処理策

処理策に関し、手続き、内容等についての公平性、透明性を確保する必要があることから、債務調整に当たっては、法的整理や私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順、特定認証紛争解決手続等一般に公表された債務処理の準則等の活用を図ることが適当である。

その際、地方公共団体は、後述する公的支援の考え方を踏まえ、処理策において、新たな損失補償を行うべきではない。また、第三セクター等の債務の処理に際して、当該第三セクター等の債務を地方公共団体が代わって引き受ける免責的債務引受は、地方債制度の趣旨にかんがみ、既に付した損失補償債務の範囲内での当該債務の短期かつ確実な履行のためなど、特別な理由がある場合以外は行うべきではない。

### 5 残資産の管理等

地方公共団体は、処理後に地方公共団体が保有することとなる資産については、適正に管理又は処分を行う必要があるとともに、コスト低減や専門的な知見の活用の観点から、委託などの民間的手法の積極的な活用を図るべきである。

また、毎年度、処理に伴い地方公共団体が負担することとなった負債と合わせて、その管理等の状況を議会・住民に明らかにするなど、情報開示を行うべきである。

### 6 地方債の特例の活用

地方公共団体が地方公共団体財政健全化法の全面施行から5年間で第三セクター等の抜本的改革を集中的に行えるよう、「地方財政法」(昭和23年法律第109号)が改正され、平成21年度から平成25年度までの間の時限措置として、第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手続を経て地方債の対象とできることとする特例措置(第三セクター等改革推進債)が創設されたことを受け、地方公共団体は、この第三セクター等改革推進債も活用し、第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うべきである。

注) 第三セクター等改革推進債の対象となる「第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費」は次のとおりである。

- (1) 地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費(短期貸付金の整理に要する経費を含む)
- (2) 土地開発公社及び地方道路公社の解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費(短期貸付金の整理に要する経費を含む)
- (3) 公営企業の廃止(特別会計の廃止)を行う場合に必要となる以下に掲げる経費
  - ・施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
  - ・地方債の繰上償還に要する経費
  - ・一時借入金の償還に要する経費
  - ・退職手当の支給に要する経費
  - ・公営企業型地方独立行政法人の設立に際して必要となる資金その他財産の出えんに要する経費
  - ・国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費

### 第3 存続する第三セクター等の指導監督等

前記第2に基づき、基本的にすべての第三セクター等を対象として抜本的処理策の必要性の検討等、所要の対応を行った結果、なお引き続き存続することとした第三セクター等については、以下により、適切にその指導監督等を行うことが、適当である。

#### 1 経営状況等の把握、監査、定期点検

- (1) 地方公共団体財政健全化法に基づく損失補償債務等負担見込額の算定基準等に基づき、第三セクター等の経営状況や資産債務の状況について把握を行う必要がある。その際、第三セクター等の財務諸表の適正性の確保が重要であり、次の点に留意して、適切な実態把握に努める必要があるとともに、経営状況が悪化しつつあるものについては、より詳細な資産調査等を行うべきである。
  - ・ 会社法法人においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用し、特に販売用不動産等について低価法を適用していること及び事業用資産について減損会計を適用していること。
  - ・ 一般社団法人及び一般財団法人においては最新の公益法人会計基準を早期に適用すべきであること。
  - ・ 地方住宅供給公社においては地方住宅供給公社会計基準、地方道路公社においては地方道路公社法施行規則、土地開発公社においては土地開発公社経理基準要綱等に基づいて会計処理を行うべきであること。
- (2) 地方公共団体の長は、第三セクター等に対する財政援助に係る監査（「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第199条第7項前段）、出資法人に対する監査（同項後段）及び外部監査制度（同法第252条の37第4項等）等を活用するなどにより、その経営の実態を把握し、監査結果については議会・住民に対し説明を行うとともに、当該監査結果を踏まえた措置を速やかに講じるべきである。また、一定の要件を満たす一般社団法人及び一般財団法人、並びに会社法法人については、それぞれ「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）、「会社法」（平成17年法律第86号）等に基づき、会計監査人の監査を受けることが義務付けられていることに留意されたい。
- (3) 把握した経営状況や資産債務の状況等を踏まえ、定期的に点検評価を行う必要がある。点検評価に当たっては、提供される財・サービスの経済的性格を含めた事業そのものの意義、採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範かつ客観的（比較可能性・将来予測性）な検討を行い、最終的な費用対効果を基に判断をすべきであり、経営検討委員会に準じた委員会を設置するなどより行うことが適当である。その際、現状において経営上問題が顕在化していない第三セクター等であっても、更なる民間活力手法の導入により、効率的な運営を追求することで将来の債務拡大のリスクの軽減を図ることが重要である。

また、これらの地方公共団体の点検評価に先立って、第三セクター等自らが点検評価を積極的に行うよう指導等を行う必要がある。

#### 2 議会への説明と住民への情報公開

- (1) 地方公共団体の出資比率が一定割合以上である第三セクター等の経営状況については、議会への報告義務が定められているところである（地方自治法第243条の3）が、これらの場合以外でも、地方公共団体財政健全化法に基づく将来負担に算入される対象となる法人、その他地方公共団体が筆頭株主である等出資の状況や公的支援の状況、更には債務超過であること等経営諸指標（経常収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負債比率等）の状況等を総合的に勘案して、必要があると認められる法人については、毎年定期的に議会にその経営状況を説明するべきである。
- (2) 地方公共団体は、(1)の法人の経営状況等について、インターネット等も活用し、地域住民に分かりやすく公開するよう積極的に努めるとともに、情報公開制度に基づき、地域住民等の要請に応じて、情報の提供を行う必要がある。

また、地方公共団体は、第三セクター等に対しても、自ら積極的かつ分かりやすい情報公開を行うよう指導に努める必要がある。

なお、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法により、貸借対照表又はその要旨を公告すること、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を主たる事務所に備え置かなければならないこととされていることにも留意されたい。

### 3 経営責任の明確化と運営体制

- (1) 第三セクター等の経営は、独立した事業主体として自らの責任で事業が遂行されるものであり、経営者の職務権限や責任を明確にしておくべきである。

あわせて、経営者は、その任務懈怠により将来的に経営が困難な状況に陥り、当該法人の事業の整理（売却・清算）又は再生を行うこととなった場合等にあっては、民事上の責任追及（善管注意義務違反、忠実義務違反、不法行為責任等に係る損害賠償請求訴訟）や刑事上の責任追及（刑事告訴）が問われることもあることについて十分に認識しておくべきである。

- (2) 役職員の選任については、職務権限や責任にふさわしい人材を民間も含めて広く求めることが適当であり、民間の経営ノウハウを有する人材が積極的に登用されるよう努めるとともに、当該法人の事業内容あるいは他の出資者との関係で、地方公共団体の長等が役員に就任する場合にあっては、その職責を十分果たし得るのか検討した上で就任する必要がある。

なお、地方公共団体の職員を派遣する場合は、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成12年法律第50号）等を踏まえ、適切に対応されたい。

- (3) 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及び「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日付け総務事務次官通知）を踏まえ、役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等に不断に取り組む必要がある。

### 4 公的支援の考え方

- (1) 第三セクター等は、独立した事業主体であり、その経営は当該法人の自助努力によって行われるべきであることから、原則として公的支援は、公共性、公益性を勘案した上で、その性質上当該法人の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該法人の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費に限られるものであり、単なる赤字補てんを目的とした公的支援は行うべきではない。また、公的支援を行う場合は、あらかじめ地方公共団体と法人との間でその考え方を取り決めておくことが適当である。

- (2) 地方公共団体は、損失補償を行っている第三セクター等が経営破たんしたときには、当初予期しなかった巨額の債務（財政負担）を負うリスクもあることから、既存の損失補償債務で他の方策による公的支援に移行することが困難であり、かつ、当該債務の借換えに際し、損失補償の更新が不可欠と認められるときなど特別な理由があるとき以外は、第三セクター等の資金調達に関する損失補償は行うべきではなく、他の手段による方法を検討するべきである。

特別の理由によりやむを得ず損失補償を行う場合は、あらかじめ損失補償契約の内容、損失補償を行う特別な理由・必要性、対象債務の返済の見通しとその確実性、地方公共団体財政健全化法の規定に基づき将来負担比率に算入される一般会計等負担見込額等を記載した調書を調製し、議会、住民等に明らかにするべきである。

なお、政府関係機関からの第三セクター等への貸付けに対する損失補償の可否についても、同様の考え方に基づき厳正に対処すべきである。

- (4) 地方公共団体の長は、第三セクター等の経営悪化により、当該第三セクター等に係る将来負担比率への算入額が増大した場合には、早期に経営改革を実施する一方で、債務履行義務が確定したときに備えて、リスクに応じて所要の引当金相当額を基金に積み立てる等財政運営上十分に留意すべきである。

- (5) 地方公共団体の長等が私人の立場で保証することは、公職の立場における契約と混同されるおそれがあること、また、そもそも個人の支払い能力を超えた保証は行うべきではないことから、避けるべきである。

## 5 資金の管理運用

- (1) 金融機関の経営状況、各金融商品の性格やリスクなど、必要な情報を把握した上で資金の管理運用に当たることを求めるべきである。
- (2) 資金の管理運用に係る事務手続きや運用責任の所在など、資金運用体制を明確化するとともに、運用しようとする資金の性格、運用すべき期間等を踏まえ、あらかじめ、資金の運用に関する方針や、債券で運用する場合の格付けを含めた資金の運用基準を明確にするよう求めるべきである。

## 第4 第三セクター等の設立に関する留意事項

第三セクター等の設立の是非の検討に当たっては、まず、公・民の責任の範囲を明確にするとともに、既述の考え方を十分に踏まえ、慎重に判断するべきである。また、次の点に留意する必要がある。

- (1) 外部の専門家の意見を聞くことにより、客観性、専門性の確保に特に留意した上で、将来の需要予測、事業計画の策定等が行われるべきものであり、事業実施ありきによる収支の辻褃合わせは厳に行ってはならない。また、国の政策に係るものであっても、同様の検討を行った上で、適切に判断すべきである。
- (2) 資金調達方式としては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とすべきであり、投入した資金を事業収入により回収することが困難と認められる場合には、第三セクター等による事業化を原則として断念すべきである。
- (3) 将来的に収支が均衡する見込みはあるものの当面収益が上がらない事業や事業の性格上採算性の低い事業については、必要となる公的支援の見通しを踏まえた上で事業実施の適否が検討されるべきである。その際、地方公共団体による損失補償は、特別の理由がない限り行うべきではないこと等、前述の公的支援の考え方を十分踏まえて検討を行う必要がある。
- (4) 第三セクター等の法人類型については、一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人、公益財団法人及び特例民法法人を含む。）、並びに会社法法人等それぞれの特色を踏まえ、適切な選択を行うべきである。
- (5) 地方公共団体の出資については、公と民の役割分担の考え方を踏まえ、事業の種類や性格、純民間企業における類似事業の実施状況も勘案しつつ、必要最小限とすることが適当である。また、時限を設け、一定の条件の下で、民営化することの可能性についてあらかじめ検討しておくべきである。

一方で、地方公共団体が経営に関し主導的な地位を確保する必要がある場合においては、地方自治法等の関係規定を踏まえ、出資割合に応じて可能となる関与、行使できる権利等についても勘案しつつ、所要の出資割合の確保を検討することが、適当である。

なお、地方公共団体が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内（有限責任）であり、これを超えた責任は存在しないことを、当事者間のもとより対外的にも明確にしておく必要がある。

また、特に大規模な投資が必要となる事業については、一般的に減価償却額が大きくなることによる財務諸表への影響に留意し、設立当初に適切な資本金等を確保する必要がある。

- (6) 議会に対して、事業及び行政関与の必要性、第三セクター等を選択することの妥当性、公的支援の必要性及び内容、運営体制に関する事前の検討結果に加え、設立団体の財政運営に及ぼす影響についてもあらかじめ十分説明し、理解、同意を得ておく必要がある。

また、地域住民に対しても、議会に説明した内容について、より分かりやすい形で積極的に広報を行うなどにより、十分な理解を得るよう努める必要がある。

【参考資料】

地方自治法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）  
（平成23年12月26日付け総務大臣通知）抜粋

第1 普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲に関する事項

普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲の拡大（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第152条関係）

- （1） 長の調査権の対象となる法人等として、地方公共団体の条例で、当該地方公共団体が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している法人等を追加することができることとされたこと。
- （2） 今回の改正は、予算執行の適正化等を図る観点から、公金をもって資本金等の4分の1以上2分の1未満という高い割合の出資等をしている法人等のうち必要性があると判断したものについて長の調査権の対象とするものであるため、条例の制定にあたっては当該法人等の事業内容、出資経緯、出資目的等を個別に検討し判断されたいこと。
- （3） 上記（1）の条例を制定することに伴い、法第243条の3第2項の規定に基づき長が経営状況に関する書類の作成及び議会への提出を行う法人等も連動して追加されることとなること。

【参考資料】

徳島県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例

平成二十四年三月二十六日

徳島県条例第五号

徳島県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例をここに公布する。

徳島県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百五十二条第一項第三号及び第四項第二号の規定に基づき、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定めるものとする。

（政令第百五十二条第一項第三号の条例で定める法人）

第二条 政令第百五十二条第一項第三号の条例で定める法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

（政令第百五十二条第四項第二号の条例で定める法人）

第三条 政令第百五十二条第四項第二号の条例で定める法人は、県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一に相当する額以上二分の一に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 【参考資料】

### 第三セクター等の抜本的改革の一層の推進について

(平成24年7月31日付け総務省自治財政局公営企業課事務連絡) 抜粋

第三セクター等については、その経営状況が著しく悪化した場合等には地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが想定されることから、総務省では「第三セクター等の抜本的改革に関する指針」(平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知)等により、平成21年度から平成25年度までの5年間で、基本的にすべての第三セクター等を対象として必要な検討を行い、当該期間中の時限措置である第三セクター等改革推進債の活用も念頭に置きつつ存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組むよう助言してまいりました。

集中的な改革期間の終期まで一年半余となったこと等を踏まえ、同指針に基づく抜本的改革の取り組みをより適切に行うことができるよう、改革の取組状況と財政負担リスク等に関するチェックリストを作成いたしました。各地方公共団体におかれては、同チェックリストを活用しつつ、特に下記の点に留意して、先送りすることなく抜本的改革に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

#### 1 抜本的改革の取組状況と平成25年度までに求められる対応

- (1) 第三セクター等の抜本的改革の取組状況について「平成23年度第三セクター等の状況に関する調査」の調査結果により、平成20年6月以降に当該第三セクター等の事業の意義・採算性等を検証するための委員会・検討会等の設置が行われていない法人が多数に上る等の実態が明らかになっていることを踏まえ、改革が未実施の地方公共団体におかれては、以下の事項について特に留意していただきたいこと。
  - ① 既に抜本的改革に係る検討を行い、結論を出している場合(チェックリスト第1-1において①②に該当した場合)には、速やかに当該結論に則した抜本的改革を実施する必要があること。なお、財政負担を負うリスクが残る場合にはその再検証を行う必要があること。
  - ② 平成20年6月以前に検討済みであったり、抜本的改革は必要ではないとしている場合(チェックリスト第1-1において④に該当した場合、もしくは1において⑤を選択した上で続く4において②に該当した場合)には、改めて当該第三セクター等の意義、財政負担を負うリスク等を検証した上で、検証結果に応じて抜本的改革に係る方針の再検討を行い、速やかに実施する必要があること。
  - ③ 方針が未決定であったり、検討会等設置の必要性を認識しながら未設置である場合(チェックリスト第1において上記①②に該当しなかった場合)には、早急に当該第三セクター等の意義、財政負担を負うリスク等を検証した上で検討を行い、抜本的改革に係る方針を確立し、速やかに実施する必要があること。

#### 2 地方公共団体にとって財政負担となるリスクの把握

- (1) 第三セクター等の抜本的改革を行うに当たっては、地方公共団体にとって財政負担となる可能性がある法人や金額について、以下の点に留意して、適切に認識する必要があること。
  - ① 第三セクター等の経営破たん時(破たんした年度)に地方公共団体が財源を要する可能性がある損失補償・債務保証、短期貸付金等(資産を保有していても破たん時に正当な価格で売却できないリスクを考慮する必要がある)。
  - ② 第三セクター等の経営破たん時に地方公共団体が放棄することとなる可能性がある出資金、長期貸付金等
  - ③ 将来的に地方公共団体の負担が拡大する可能性がある毎年度の赤字額、金利上昇に伴う借入金の増大等
- (2) 第三セクター等の経営破たん時において地方公共団体の財政負担となる可能性がある金額の標準財政規模に対する割合が高い場合等には、決算において実質赤字要因となり、金額や地方公共団体の財政状況によっては実質赤字比率等の急激な悪化につながる場合もあることに留意する必要があること。



外郭団体の見直し対象団体一覧

平成24年4月1日現在

No	部 名	所 属 名	団 体 名	設立年	主 要 業 務	所在地	県出資金額 (千円)	基本金 (千円)	出資割合	役員数 <sup>注2)</sup>	職員数 <sup>注2)</sup>
1	政策創造部	地 域 情 報 課	(財)e-とくしま推進財団	H17	官民が協働で推進するICT化及び電子自治体に関する事業	徳島市幸町3-55	10,000	30,000	33.33%	12 (1)	6
2	県民環境部	とくしま文化振興課	(財)徳島県文化振興財団	H9	郷土文化会館、文学書道館及び阿波十郎兵衛屋敷の管理運営、文化振興、文化活動への助成等	徳島市藍場町2-14	901,000	1,040,035	86.63%	15 (1)	20
3	県民環境部	県民スポーツ課	(財)徳島県スポーツ振興財団	H9	県民スポーツの推進、指導者の養成、選手の育成強化、県の委託を受けて行う体育施設の維持運営等	鳴門市撫養町立岩字四枚61	11,000	11,000	100.00%	10 (3)	18
4	県民環境部	環 境 整 備 課	(財)徳島県環境整備公社	H2	廃棄物の処理及び情報収集・提供	松茂町豊久字朝日野6番の地先	13,110	24,000	54.63%	17 (1)	10
5	保健福祉部	地 域 福 祉 課	(公財)徳島県福祉基金	S57	社会福祉団体への助成	徳島市中昭和町1-2	885,000	1,235,593	71.63%	11	0
6	保健福祉部	地 域 福 祉 課	(福)徳島県社会福祉事業団	S47	社会福祉施設の設置経営	徳島市西新浜町2-3-78	110,000	110,000	100.00%	8 (1)	53
7	保健福祉部	医 療 政 策 課	(財)徳島県腎臓バンク	S62	腎臓を始めとする臓器移植の推進に向けた普及啓発等	徳島市万代町1-1	15,000	47,000	31.92%	12	0
8	保健福祉部	長 寿 保 険 課	(公財)とくしま“あい”ラント推進協議会	H1	長寿社会に関する啓発、高齢者の生きがいづくり	徳島市中昭和町1-2	68,019	120,560	56.42%	17 (2)	5
9	商工労働部	商 工 政 策 課	(公財)とくしま産業振興機構	H13	企業の経営革新、経営基盤の強化、創業等の支援	徳島市西新町2-5	6,000	9,500	63.16%	15 (2)	20
10	商工労働部	商 工 政 策 課	(株)徳島健康科学総合センター	H1	地域産業の高度化を図るための人材育成等	徳島市川内町平石住吉209-5	730,000	1,849,200	39.48%	18 (2)	5
11	商工労働部	観 光 政 策 課	徳島工芸村(株)	H3	不動産の賃貸・管理	徳島市山城町東浜傍示1	250,000	630,000	39.68%	8	0
12	商工労働部	観 光 政 策 課	(財)徳島県観光協会	S43	観光客の誘致促進、観光地の宣伝・情報提供等	徳島市山城町東浜傍示1	5,000	15,000	33.33%	17 (2)	10
13	商工労働部	国 際 戦 略 課	(財)徳島県国際交流協会	H2	国際交流の推進による地域の活性化	徳島市寺島本町西1-61	500,000	543,800	91.95%	24 (2)	1
14	商工労働部	にぎわいづくり課	(株)コート・ベール徳島	H5	ゴルフ場の運営	阿南市那賀川町みどり台	3,176,900	5,055,600	62.84%	7 (2)	6
15	農林水産部	農 業 基 盤 課	(財)徳島県農業開発公社	S46	農地、採草放牧地の売買・賃借、農地保有合理化	徳島市かちどき橋1-41	265,000	291,000	91.07%	11 (1)	0
16	農林水産部	水 産 課	(財)徳島県水産振興公害対策基金	S51	漁業の振興に関する事業	徳島市東沖洲2-13	2,066,000	2,492,000	82.91%	17 (1)	9
17	農林水産部	林 業 戦 略 課	(財)徳島県林業労働力確保支援センター	H3	林業労働者の育成確保	徳島市かちどき橋1-41	325,000	500,000	65.00%	10	0
18	農林水産部	林 業 戦 略 課	(社)徳島県林業公社	S41	分収林の造成による林業振興	徳島市南庄町5-69	0	20,120	0.00%	14 (1)	5
19	県土整備部	県 土 整 備 政 策 課	(財)徳島県建設技術センター	S49	土木工事設計、県単小規模事業の調査・測量、都市公園等管理運営・整備、緑化事業推進、下水道推進	徳島市かちどき橋1-41	25,000	35,500	70.42%	13 (4)	17
20	県土整備部	用 地 対 策 課	徳島県土地開発公社	S48	公用地、公共用地の取得、管理、処分	徳島市かちどき橋1-41	10,000	10,000	100.00%	8 (2)	7
21	県土整備部	住 宅 課	徳島県住宅供給公社	S40	分譲住宅事業、宅地造成事業、住宅管理事業等	徳島市かちどき橋1-41	30,000	30,000	100.00%	9 (3)	5

22	県土整備部	交通戦略課	阿佐海岸鉄道(株)	S63	鉄道事業	海陽町大字穴喰浦字正樋22-1	35,000	100,000	35.00%	10 (1)	10
23	県土整備部	交通戦略課	徳島空港ビル(株)	S40	徳島空港ビルの管理運営	松茂町豊久字朝日野16-2	644,000	1,613,000	39.93%	15 (3)	7
24	県土整備部	交通戦略課	徳島ハイウェイバス(株)	S59	本四連絡道路料金徴収、維持作業	徳島市南末広町6-50	5,850	14,000	41.79%	9 (2)	32
25	教育委員会	教育文化政策課	(公財)徳島県埋蔵文化財センター	H1	埋蔵文化財の調査研究、出土した文化財の整理・保存等	板野町犬伏字平山86-2	10,000	10,000	100.00%	12 (2)	15
26	警察本部	警察本部	(公財)徳島県暴力追放県民センター	H4	暴力団排除活動の推進	徳島市昭和町3-7 (H16.10.1移転)	500,000	677,560	73.79%	13 (1)	0
計							10,596,879	16,514,468	64.17%	332 (40)	261

注1) 26団体(民法法人17団体、商法法人6団体、特別法人2団体、社会福祉法人1団体)

経営点検評価実施基準日(平成14年4月1日)時点では42団体であったが、1団体増及び統合、解散等により17団体減となっている。

注2) 役員欄は役員総数であり、評議員は含めない。( )内書きは常勤の役員数。職員欄は常勤正職員数を記入。